令和7年度「知財を企業の強みに!「稼ぐ力」向上プロジェクト」 (知財経営推進ベストプラクティス創出事業) 支援先企業公募要領

知財を企業の強みに!「稼ぐ力」向上プロジェクト

経済産業省関東経済産業局

(受託事業者:有限責任監査法人トーマツ)

1. 知財を企業の強みに!「稼ぐ力」向上プロジェクト

(1)目的

このプロジェクトの目的は、

中小企業や中堅企業の皆様が、**自社の強みを知的財産や無形資産**として認識し、高め、 **ビジネスで成功を収める**ことです。

本事業では、中小企業・中堅企業が自社の強みを知的財産や無形資産として認識し高め、経営を成功 に導く「知財経営」を推進するため、企業に対し、複数の専門家による知財経営支援(知財経営コンサ ルティング)を行います。

中小企業¹については事業承継支援を実施します。具体的には、一見売上に直結しないように見える貴社や現社長の知的財産・無形資産ですが、暗黙知とも言われる可視化しづらい財産の一種であり、企業経営に欠かせないものです。本事業では、この知的財産・無形資産を後継者に承継するための助言等を行い、新たな経営体制でスタートを切れるような支援を行います。

中堅企業²については知財戦略の策定、新事業・協業先の検討、知財部門の組織体制整備や強化に関する支援を実施します。(支援概要は「(3)企業群ごとの支援概要」で後述)

自社の強みを知的財産・無形資産として"見える化"し、磨き上げ、新たな価値創出を目指す中小企業 や、経営戦略を踏まえた知財経営を目指す中堅企業を支援し、地域企業の稼ぐ力の向上を図ります。

本事業を通じて、地域企業の稼ぐ力を向上させることで、地域経済の活性化・持続的成長を実現することを目指します。

¹本事業の「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条に規定する中小企業者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

⁽注)大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

[・]中小企業投資育成株式会社法 (昭和 38 年法律第 101 号) に規定する中小企業投資育成株式会社

[・]投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成 10 年法律第 90 号)に規定する投資事業有限責任組合

²本企業の「中堅企業」とは、常用従業員数 2,000 人以下の会社等(中小企業者除く)とする。

(2) 対象

- 関東経済産業局管内(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県)に本社のある中小企業、中堅企業等(現在中堅企業ではないものの、中堅企業を目指している企業も対象に含めます)のうち、経営戦略の一環として知財経営に主体的に取り組む意思のある企業、特に知財経営に取り組むこと等により新たな価値創出を目指す企業であること。(6)で記載する期間中に、6~7回程度の支援(5名程度の専門家等)を受け入れることができる企業
- 機密情報などを除く取組の概要や成果について、(8)で記載する事例集への作成協力及び事例集の公表を了承できる企業

(3) 支援内容

【支援内容の概要】

- 知財経営を社内に定着させることによって経営上の成果創出に向けた活動を実施していくため のアドバイスをします。
- 具体的には、今後のビジョン等をお伺いしたうえで経営課題の整理を行い、知的財産・無形資産の観点から解決策の検討に向けたディスカッション等を実施する予定です。また、最後に今後のアクションに向けた方針の整理も実施予定です。
- 支援はあくまでも助言・アドバイスの範囲に限られるものであり、特許等の出願に関する書類 作成や先行調査等を請け負って実施すること、契約書の作成、交渉等の場への同席、紛争解決 に関する代理行為等を実施することはできませんので、予めご留意ください。

【企業群ごとの支援概要】

企業群ごとの支援内容と支援回数は下記のとおりです。

- 事業承継検討・実行中の中小企業
 - ⇒ 課題解決のため有効な場合は市場調査を実施しますが、調査実施数には限りがあります。

支援対象となる	● 事業承継にあたり、継承すべき知的財産・無形資産の棚卸・強みの見える化、
中小企業につい	強化等の引継ぎ支援が必要な企業。
て	● 後継者による事業再構築や新事業展開等に支援が必要な企業。
	● 金融機関や商工会議所等、地域支援機関の同席が可能な企業。
	● 原則、現経営者と後継者がともに本事業に参加できる企業。
支援対象となる	● 事業承継をそろそろ進める必要があるが、知的財産・無形資産についてどう手
課題(例)	をつければ良いか分からない。
	● 先代から受け継いだ自社の強みをさらに発展させていきたい。
主な支援内容	● 引継ぐべき現社長の重要な無形資産を具体化します。
	● 上記の無形資産を起点に後継者の新たな経営の方向性を描きます。
支援回数	6回

- 中堅企業または成長意欲の高い中小企業
- ➤ 希望がある企業に対してはIPランドスケープ³を実施しますが、実施企業の数には限りがあります。

支援対象となる	● 更なる成長へ向けて知財戦略の策定や知財組織体制整備、新事業の検討、協業
中堅企業につい	先の探索などに取り組む技術・開発力の高い企業。
て	● 知財部署のみではなく経営層の本事業への理解及び一定程度の参加が可能な企
	業。
	● 中堅企業(IPランドスケープ支援)は、戦略的に活用できる優れた知的財産権
	を有する企業。
支援対象となる	● 事業戦略に知財視点の事項を入れ込みたい。
課題(例)	● コア技術を特定することで、自社の強みを生かせる新たな市場を特定したい。
	● 知財情報を活用して、新事業展開を効果的・効率的に進めたい。
	● 知財情報を基に、自社にはない技術を要する連携先を発掘したい。
	● 知財部門の機能及び知財部門と他部門との連携を強化したい。
主な支援内容	● コア技術や類似技術に関する特許情報の収集、強みを生かせる新規市場の探索
	や連携先企業の探索への支援。
	● IPランドスケープによる新事業展開戦略の立案支援。
支援回数	IPランドスケープを用いる場合は7回、それ以外は6回

(4) 支援者(専門家)

- 抽出されたビジネスの課題の内容に応じて、事務局において適切な専門家チームを組成します。
- 専門家の属性としては、中小企業診断士、弁理士や弁護士、デザイン・ブランド専門家等を予定 しています。
- 上記の主となる専門家に加え若手専門家⁴も支援に参加し、専門分野に関しては専門家の一員と して支援する場合があります。

(5) 支援の実施形態

- 原則、支援専門家(2名程度)・若手専門家(1名程度)・関東経済産業局(2名程度)・事務局(1名程度)、INPIT知財総合支援窓口(1名程度)等の体制で実施することを想定しています。 (ただし、中堅企業の場合には、INPIT知財総合支援窓口は原則参加しない予定です)
- 対面で実施する場合と、WEBで実施する場合の双方が想定されます。

 $^{^3\}mathrm{IP}$ ランドスケープとは、自社や他社の知的財産及び市場を統合的に分析し、そこから得られた情報を経営戦略に役立てる手法。

⁴「若手専門家」とは資格取得後5年程度など実年齢に関係なく幅広い層を想定。弁理士、弁護士、中小企業診断士等で自身のキャリアプランにおいて今後、知財活用を含めた経営支援を実践していくことに強い関心と意欲を有する人材。

(6) 支援期間・回数

- 6~7回程度を基本プロセスとして実施します。 ※各回2時間~3時間程度
- 期間は、原則2025年9月~2026年1月の予定です。

(7)費用

● 支援を受けるにあたって、費用の支払いはございません(無料)が、対面での開催時は会議室等 の提供をお願いします。

(8) 事例集

- 本事業で支援対象となった場合、事務局が中心となって年度末に事例集を作成する予定です。 (機密情報など機微な情報は掲載しません)
- 当該事例集作成にあたり、内容の確認や一般公表への了承をお願いします。

(9) 成果報告会

- 2026年2月頃に、本事業全体の成果報告会を開催する予定です。
- 当該成果報告会での報告・発表等を事務局からお願いさせていただく可能性があるので、ご協力 をお願いします。
- 成果報告会には、発表者でない場合にも支援企業の皆様には可能な限りご参加下さい。

(10)企業同士の交流会開催について

- 本事業の支援企業の皆様を対象に、年度末の成果報告会後に、交流会を実施する予定です。
- 知財経営を推進する方々のコミュニティ構築を目的としておりますので、実施の場合は積極的に ご参加下さい。

2. 募集ついて

(1)募集概要

対象	「稼ぐこと」への知的財産の活用に興味・熱意・課題認識等を有する中小
	企業、中堅企業(具体的な内容は「1. (3)支援内容内の【企業群ごと
	の支援概要】」をご確認下さい。)
募集期間	2025年7月24日(木)~2025年8月18日(月)
採択方式	事務局での審議を経て、採択企業を決定。
採択予定件数	10社程度を予定。
	(中小企業5社程度、中堅企業5社程度を想定)

(2) 応募要件

- 1頁に記載した中小企業、中堅企業の定義に該当すること。
- 本事業実施期間中または終了後に、アンケート調査やヒアリング調査の協力が可能であること。
- 申込書に記載された内容等について、事務局からの問い合わせ・個別面談依頼等に対応できる こと。
- 事業期間内において、6~7回程度の支援を受け入れられること。
- 事例集の作成に対する協力及び事例集の公表に了承できること。(事例集には機密情報などを 除く取組の概要や成果を掲載する予定です)
- 事務局から依頼のあった場合に、成果報告会での発表等の対応を行うことに了承できること。
- ◆ その他、本応募要領に記載されている内容について了承できること。
- 中小企業は、原則、現経営者と後継者が共に本事業に参加できる企業であること。
- 中堅企業は、知財部署のみではなく経営層の本事業への理解及び一定程度の参加が可能な企業であること。
- 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ➤ 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - ▶ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ▶ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ▶ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(3) 応募方法

応募にあたっては、「5. 個人情報保護」の内容にご同意頂いたうえで、以下の書類を「③提出方法」 に記載の宛先まで電子メールにてお送りください。

※審査の過程で、応募内容に関する問い合わせや相談をさせて頂く場合があります。

①提出書類

1) 応募申込書(応募書類)・・・・・・・・・・・1 部 ※提出書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

②提出期限

2025年7月24日(木)より2025年8月18日(月)17時まで随時提出頂けます。 これ以降の提出については、受付できませんのでご了承ください。

③提出方法

以下記載のアドレスに、書類を添付してメールでご提出をお願いいたします。

chizaiBP-office@tohmatsu.co.jp

※メールの件名に、「知財を企業の強みに!「稼ぐ力」向上プロジェクト」と記載してください。

3. 審査方法

- 書類及び応募内容に関するヒアリング。(ヒアリングは8月下旬を予定しています。)
- ヒアリングの日にちは調整させて頂いた上で別途ご連絡いたします。

4. 結果の通知について

- 採択・不採択に関わらず結果を通知します。採択・不採択に関わらず、理由についてはお答えできませんので、ご了承ください。
- 不採択の場合についての応募書類につきましては受託事業者にて書類を廃棄します。
- 本事業に採択されなかった場合でも、INPITや弁理士会関東会が提供する知財支援をご紹介することが可能です。ご希望の場合は、応募用紙の該当欄にご記載ください。

6. 説明会の開催

本事業の事業内容を理解いただくために説明会を実施します。

日時	7月30日(水)13時~15時
開催方法	オンライン
申込フォーム	https://forms.office.com/e/uYnmwS02it
プログラム概要	・ご挨拶
	・プロジェクト概要説明
	・セミナー① 仮)中堅企業の成長に資する知財活動とは?
	・セミナー② 仮)事業承継における無形資産の効果と洗い出し手法
	・公募に関するご説明
外部講師	横田 透 氏 つくば未来経営コンサルティング事務所(中小企業診断士)
	小林 誠 氏 株式会社シクロ・ハイジア 代表取締役CEO
	※当該講師は支援いただく専門家候補です。

後日、動画録画を関東経産局HPおよびmetichannelで配信します。

5. 個人情報保護

提出頂いた個人情報は、受託事業者の「個人情報保護方針」

(プライバシーポリシー | グループ案内 | デロイト トーマツ グループ | Deloitte) に従って、適切に取扱います。以下にご同意の上、応募申込書にご記入ください。

(1)個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、「強みの見える化・魅せる化プロジェクト」及びこれに付随する業務を行う うえで必要な範囲においてのみ使用します。また選考書類使用後は受託事業者にて書類を破棄します。 採択された方については、本事業に係る業務終了時に書類を破棄します。

(2) 個人情報の共同利用・第三者提供

お預かりした個人情報の共同利用及び第三者提供の予定はありません。

(3)個人情報の取扱いの委託

利用目的の範囲内において、受託事業者以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することがあります。その場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

6. 個人情報保護や応募に関する問い合わせ先

応募に際してのご不明点や個別面談依頼等がございましたら、以下までご連絡をお願いいたします。

令和7年度知財を企業の強みに!「稼ぐ力」向上プロジェクト事務局

(有限責任監査法人トーマツ内)

担当:根本幸大、キムジユン、西田那奈、福井裕明

〒100-8360 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

E-mail: chizaiBP-office@tohmatsu.co.jp

TEL: 03 - 6213 - 1251(大代表)

以上